

産業教育振興法施行規則改正に関する資料

平成25年 3 月

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課産業教育振興室

「産業教育振興法施行規則改正に関する資料」について

本資料は、平成25年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴い、産業教育の適切な実施を図るため、産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令が平成25年4月1日から施行されることを踏まえ、今後の産業教育施設・設備の整備における参考資料として改正産業教育振興法施行規則を含む関係法令並びに文部科学省において設置した産業教育施設・設備基準改定のための検討会で整理された施設・設備の整備例及び当該検討会議の設置要綱・名簿をまとめたものである。

今後の産業教育施設・設備の整備に際し、参考資料として活用いただければ幸いである。

平成25年3月

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課産業教育振興室

目 次

1. 産業教育振興法施行規則改正の概要	1
2. 産業教育振興法	5
3. 産業教育振興法施行令	13
4. 産業教育振興法施行規則	23
5. 産業教育施設整備の例	59
6. 産業教育設備整備の例	75
7. 産業教育施設・設備基準改定のための検討会について	139

1. 産業教育振興法施行規則改正の概要

産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令（平成24年11月16日文科科学省令第35号）の概要

1. 趣旨・経緯

平成25年度から高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の学習指導要領が実施されるのに伴い、産業教育の適切な実施を図るため、産業教育振興法施行規則（以下、規則という。）の一部改正が必要。

今回の改正にあたっては、産業教育施設・設備基準に関する検討会を組織し、検討した。

平成24年8月24日の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の議を経て省令案を策定し、パブリックコメントを平成24年9月1日から9月30日まで実施し、平成24年11月16日に公示。

2. 改正の主な内容

新学習指導要領では、専門学科について専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から科目の構成や内容の改善を図ったことを踏まえ、新学習指導要領の円滑な実施に資するよう、産業教育のための施設・設備基準を改訂する。

- 前回改訂（平成15年）からの品目の変化などに対応した改訂（規則別表第一（二）関係）

例：建築に関する科目群の品目に「福祉住環境実習機器」の追加

- 科目群に属する科目名について新学習指導要領に対応した改訂（規則別表第二関係）

例：工業基礎に関する科目群に「環境工学基礎」を追加

- 科目群ごとの単位数について新学習指導要領に対応した改訂（規則別表第三関係）

例：看護に関する科目群 12単位から32単位まで→12単位から37単位まで

3. 施行日

平成25年4月1日

2. 産業教育振興法

産業教育振興法

(昭和26年6月11日法律第228号)

最終改正：平成18年12月22日法律第120号

産業教育振興法をここに公布する、

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 地方産業教育審議会（第11条—第14条）

第3章 国の補助

第1節 公立学校（第15条—第18条）

第2節 私立学校（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「産業教育」とは、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。

（国の任務）

第3条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

（実験実習により生ずる収益）

第4条 地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

（教員の資格等）

第5条 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に

基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

(教科用図書)

第6条 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第7条から第10条まで 削除

第2章 地方産業教育審議会

(設置)

第11条 都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

(所掌事務)

第12条 地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第3条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員)

第13条 地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の委員の任命に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見を、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かななければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

6 委員の定数並びに費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定める。

(教育委員会規則への委任)

第14条 地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

2 前項の規則の制定に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

第3章 国の補助

第1節 公立学校

(国の補助)

第15条 国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

一 中学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備

二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設

三 中学校における職業指導のための施設又は設備

四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は設備

2 前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する次に掲げる経費の全部又は一部を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

一 国又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を行う高等学校、短期大学又は高等専門学校で、文部科学大臣が高等学校にあつては都道府県の教育委員会の推薦に基づいて、短期大学又は高等専門学校にあつてはその設置者の申請により指定するものが当該教育を行うために必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費

二 地方の産業教育及びこれに関する研究の中心施設として文部科学大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基づいて指定する中学校又は高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経費

三 産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費

四 その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費
(短期の産業教育)

第16条 国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める審議会等の議を経て政令で定める基準に従い、その全部又は一部を、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

(補助金の返還等)

第17条 文部科学大臣は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反したとき。

二 補助金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の報告によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)

第18条 この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第2節 私立学校

(私立学校に関する補助)

第19条 私立学校に関する国の補助については、第15条から前条までの規定を準用する。

この場合において、第15条第1項第一号中「中学校」とあるのは「中学校又は高等学校」と、同項第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第2項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により国が私立学校の設置者に対し補助をする場合においては、私立学校振興助成法（昭和50年法律61号）第11条から第13条まで並びにこれらの規定に係る同法

附則第2条第1項及び第2項の規定の適用があるものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第15条から第19条までの規定は、昭和27年4月1日から施行する。

6 実業教育費国庫補助法（大正3年法律第9号）は、廃止する。

附 則（昭和27年8月8日法律第304号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第15条から第20条までの改正規定及び附則第2項の規定は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年6月30日法律第163号）抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和36年6月17日法律第145号）抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和36年法律第144号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和41年6月30日法律第98号）抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則（昭和45年5月18日法律第69号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第11条から第24条までの規定は、公布の日から起算して4月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和50年7月11日法律第60号）

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

附 則（昭和50年7月11日法律第61号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、昭和51年4月1日から施行する。

（産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置）

第14条 この法律の施行前に、附則第7条の規定による改正前の産業教育振興法第19条の規定、附則第8条の規定による改正前の理科教育振興法第9条の規定、附則第9条の規定による改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第9条の規定、附則第10条の規定による改正前の私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律第2条の規定、附則第11条の規定による改正前のスポーツ振興法第20条の規定又は前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第17条の規定により、学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対してした補助に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月2日法律第78号）

1 この法律（第1条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要

となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和60年5月18日法律第37号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月12日法律第90号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第3条、第7条及び第11条の規定、第24条の規定（民生委員法第19条の改正規定を除く。附則第7条において同じ。）、第25条の規定（社会福祉事業法第17条及び第21条の改正規定を除く。附則第7条において同じ。）、第28条の規定（児童福祉法第35条、第56条の2、第58条及び第58条の2の改正規定を除く。）並びに附則第7条、第12条から第14条まで及び第17条の規定 公布の日から起算して6月を経過した日

附 則（平成10年6月12日法律第101号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日法律第9号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月16日法律第117号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成16年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第7条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成17年3月31日法律第23号）抄
（施行期日）

1 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日法律第18号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置)

第3条 第3条から第14条まで及び附則第5条から第7条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成18年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成17年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成18年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第15条第1号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第2条第1項及び第3条第1項並びに附則第4項並びに第15条第二号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第3条第1項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成17年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成18年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成17年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成18年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成17年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成18年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成17年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成18年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- 二 産業教育振興法
- 三 学校給食法
- 四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律
- 五 スポーツ振興法
- 六 へき地教育振興法
- 七 離島振興法
- 八 豪雪地帯対策特別措置法
- 九 過疎地域自立促進特別措置法
- 十 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- 十一 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 十二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- 十三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）
- 十四 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）
- 十五 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

附 則（平成18年6月21日法律第80号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日法律第120号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

3. 産業教育振興法施行令

産業教育振興法施行令

(昭和27年9月6日政令第405号)

最終改正：平成19年3月22日政令第55号

内閣は、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第9条、第15条第1項、第16条、第18条及び第19条第1項の規定に基き、この政令を制定する。

(審議会等で政令で定めるもの)

第1条 産業教育振興法（以下「法」という。）第15条第1項の審議会等で定めるものは、中央教育審議会とする。

(施設及び設備の基準)

第2条 法第19条第1項において読み替えて準用する法第15条第1項第一号に掲げる私立の高等学校における産業教育のための実験実習の施設及び設備に係る同項の政令で定める基準は、当該高等学校において開設される科目の属する別表第2欄に掲げる科目群に応じ、当該科目群の教育のため通常必要な同表第3欄及び第4欄に掲げる施設及び設備が整備されていることとする。

2 前項の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の高等学校とみなす。

3 別表に定める基準に関する細目及び同表第2欄に掲げる科目群に属する科目については、中央教育審議会の議を経て、文部科学省令で定める。

(短期の産業教育に係る国の補助の基準)

第3条 法第16条の規定（法第19条第1項において準用する場合を含む。）による国の補助は、次に掲げるものについて行うものとする。

一 高等学校の定時制の課程又は別科における技能教育を主とする産業教育で、その教育期間が1年から2年までのもの。

二 中学校又は高等学校において社会教育として行う技能教育を主とする産業教育で、その授業時間数が1年間に100時間以上のもの。

(国の補助の割合等)

第4条 法第15条又は法第16条の規定により国が補助する場合の補助の割合は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ、当該各号に定める割合とする。

- | | |
|---|--|
| 一 法第15条第2項第一号の施設又は設備の充実に要する経費 | 3分の1 |
| 二 法第15条第2項第二号の中学校の設備に要する経費 | 2分の1 |
| 三 法第15条第2項第二号の高等学校の設備に要する経費 | 3分の1 |
| 四 法第15条第2項第二号の研究を行うために必要な経費（施設又は設備に要する経費を除く。） | 全部 |
| 五 法第15条第2項第三号の現職教育を受ける者に支給すべき旅費 | 3分の1 |
| 六 法第15条第2項第三号の現職教育に必要な研究費 | 全部 |
| 七 法第15条第2項第四号の経費 | 3分の1。ただし、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた経費については、2分の1 |
| 八 法第16条の高等学校の設備に要する経費 | 3分の1 |

- 2 法第19条第1項において読み替えて準用する法第15条第1項の規定により私立の高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備の整備に要する経費を国が補助する場合の補助の割合は、当該施設又は設備を第2条第1項に規定する基準にまで高めるために必要な経費の3分の1とする。
- 3 法第19条第1項において読み替えて準用する法第15条第2項及び第16条の規定による私立学校に関する国の補助については、第1項の規定を準用する。
- 4 第1項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる経費及び第2項に規定する経費の算定の基準は、この政令（この政令に基づく文部科学省令を含む。）で定めるもののほか、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

（補助金の交付申請書の写しの送付）

第5条 市町村（特別区を含む。）長又は学校法人の理事長は、法第15条又は法第16条（それぞれ法第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定による補助金で大学又は高等専門学校に係るものの交付申請書を文部科学大臣に提出する場合には、その写しを、大学又は私立の高等専門学校に係るものについては都道府県知事に、公立の高等専門学校に係るものについては都道府県の教育委員会に、それぞれ送付するものとする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 中央産業教育審議会令（昭和26年政令第239号）は、廃止する。

附 則（昭和28年3月31日政令第58号）

この政令は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（昭和28年8月8日政令第174号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年3月30日政令第40号）

この政令は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年6月30日政令第222号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和36年4月10日政令第98号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年12月26日政令第427号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年6月30日政令第206号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の産業教育振興法施行令別表第1から別表第5までの規定中設備の基準の部分は、昭和39年4月1日以後当該基準にまで高めようとした場合について適用し、これらの規定中施設の基準の部分は、昭和41年4月1日以後当該基準にまで高めようとする場合について適用し、同年3月31日以前当該基準にまで高めようとした場合については、なお従前の例による。

附 則（昭和41年6月30日政令第210号） 抄

- 1 この政令は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月1日政令第263号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月21日政令第321号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の産業教育振興法施行令の規定は、昭和51年4月1日から適用する。
- 3 昭和51年3月31日以前に国が交付し、又は交付することとした昭和50年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月28日政令第229号）

この政令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月18日政令第126号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年6月30日政令第206号）

- 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の産業教育振興法施行令の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 平成5年度以前の年度の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金（平成5年度の国庫債務負担行為に基づき平成6年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成12年2月16日政令第42号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月7日政令第308号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成13年3月30日政令第144号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第3条から第5条までの規定は、平成13年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用する。

附 則（平成17年3月31日政令第106号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成18年3月31日政令第151号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日政令第55号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成19年4月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第3条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

項	科目群	施設	設備
1	情報基礎に関する科目群	情報基礎総合実習室	データ処理用機器、制御用機器、空気調和設備及び視聴覚教育用機器
2	情報応用に関する科目群	情報応用総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、工作用機器、電源用機器、通信用機器、電子機器、発振器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
3	生物生産に関する科目群	生物生産総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、模型・標本、車両、冷蔵・冷凍用機器、ボイラ、原動機、整備用機器、飼育管理用機器、収納・調整用機器、栽培管理用機器、廃棄物処理用機器、農業実験用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
4	林業に関する科目群	林業総合実習室	計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、模型・標本、電源用機器、車両、通信用機器、ボイラ、林業実験用機器、育苗・育林用機器、伐木運材用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
5	食品科学に関する科目群	食品科学総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、電源用機器、試験用機器、車両、冷蔵・冷凍用機器、ボイラ、プラント、食品加工用機器、実験用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
6	工業基礎に関する科目群	工業基礎総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、電源用機器、試験用機器、電気機器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
7	電子基礎に関する科目群	電子基礎総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、製図用機器、電源用機器、制御用機器、電子機器、電気機器、電磁機器、流体実験用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
8	機械に関する科目群	機械総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、試験用機器、車両、原動機、整備用機器、搬送用機器、発振器、溶接用機器、鋳造用機器、塗装用機器、加熱用設備、溶解設備、電子機械実習用機器、排気装置、空気調和設備、視聴覚教育用機器

			及び机・戸棚類
9	自動車に関する科目群	自動車総合実習室	計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、電源用機器、試験用機器、制御用機器、車両、原動機、整備用機器、搬送用機器、溶接用機器、給油設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
10	船舶に関する科目群	船舶総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、模型・標本、電源用機器、試験用機器、制御用機器、冷蔵・冷凍用機器、原動機、整備用機器、搬送用機器、溶接用機器、推進装置、蒸気発生用機器、環境保全装置、電子実験用機器、補助機器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
11	電気に関する科目群	電気総合実習室	データ処理用機器、工作用機器、製図用機器、電源用機器、制御用機器、通信用機器、発振器、電気機器、電気実験用機器、電気工事用機器、電気計測用機器、電気磁気実習用機器、高電圧試験用機器、電子回路実習用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
12	電子応用に関する科目群	電子応用総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、工作用機器、製図用機器、電源用機器、制御用機器、通信用機器、電子機器、発振器、電磁機器、電気実験用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
13	建築に関する科目群	建築総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、模型・標本、測量用機器、施工用機器、構造実験用機器、音響測定用機器、空気調和実験用機器、材料試験用機器、施工実習装置、仮設工事用器具、地耐力測定用機器、絵画用器具、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
14	設備工業に関する科目群	設備工業総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、模型・標本、電源用機器、試験用機器、制御用機器、測量用機器、観測用機器、音響測定用機器、空気調和実験用機器、管工事用機器、水圧試験用機器、給排水実験用機器、冷凍実験装置、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類

15	土木・造園に関する科目群	土木・造園総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、模型・標本、電源用機器、試験用機器、制御用機器、車両、測量用機器、施工用機器、庭園用設備、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
16	化学工業に関する科目群	化学工業総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、電源用機器、試験用機器、制御用機器、冷蔵・冷凍用機器、ボイラ、化学実験用機器、電子機器、プラント、分析用機器、廃棄物処理用機器、単位操作用機器、化学反应用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
17	材料技術に関する科目群	材料技術総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、試験用機器、制御用機器、分析用機器、鋳造用機器、成形用機器、原料調整用機器、加熱用機器、表面処理用機器、高分子実験用機器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
18	セラミックに関する科目群	セラミック総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、試験用機器、化学実験用機器、プラント、分析用機器、成形用機器、加飾用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
19	繊維に関する科目群	繊維総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、制御用機器、冷蔵・冷凍用機器、ボイラ、化学実験用機器、繊維製品試験用機器、染色試験用機器、繊維製品製造・加工用機器、染色用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
20	インテリアに関する科目群	インテリア総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、工作用機器、製図用機器、模型・標本、塗装用機器、構造実験用機器、デザイン用機器、室内環境測定用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
21	デザインに関する科目群	デザイン総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、工作用機器、製図用機器、模型・標本、原料調整用機器、デザイン用機器、印刷用機器、写真用機器、陶芸用機器、繊維工芸用機器、環境構成用機器、縫製用機器、空気調和設備、視

			聴覚教育用機器及び机・戸棚類
22	流通・経営に関する科目群	流通・経営総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、製図用機器、模型・標本、試験用機器、冷蔵・冷凍用機器、通信用機器、展示用機器、簿記・会計用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
23	国際経済に関する科目群	国際経済総合実習室	データ処理用機器、通信用機器、展示用機器、語学演習用機器、空気調和設備、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
24	水産・海洋基礎に関する科目群	水産・海洋基礎総合実習室	工作用機器、車両、通信用機器、漁船、舟艇、技業用機器、水質維持用機器、空気充てん用機器、潜水安全監視用機器、蘇生用機器、水中作業用機器、上架用機器、船舶属具、海洋実習用機器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
25	海洋漁業に関する科目群	海洋漁業総合実習室及び実習船	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、模型・標本、試験用機器、冷蔵・冷凍用機器、原動機、観測用機器、漁具製作用機器、生物採集用器具、生物飼育装置、生物実験用機器、航海実習用機器、航海計器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
26	栽培漁業に関する科目群	栽培漁業総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、車両、冷蔵・冷凍用機器、ボイラ、搬送用機器、観測用機器、飼育管理用機器、食品加工用機器、実験用機器、漁船、漁場造成用機器及び視聴覚教育用機器
27	被服に関する科目群	被服総合実習室	データ処理用機器、計量・計測用機器、光学機器、製図用機器、模型・標本、被服製作用機器、被服実験用機器、環境構成用機器、手芸用機器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
28	食物・調理に関する科目群	食物・調理総合実習室	計量・計測用機器、光学機器、化学実験用機器、調理用機器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
29	保育・福祉に関する科目群	保育・福祉総合実習室	計量・計測用機器、模型・標本、保育用機器、介護用機器、楽器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
30	看護に関する科目群	看護総合実習室	計量・計測用機器、光学機器、模型・標本、ボイラ、化学実験用機器、看護用機器、消毒用機器、視聴覚教育用機器及び机・戸棚類

4. 產業教育振興法施行規則

産業教育振興法施行規則

(昭和51年12月21日文部省令第36号)

最終改正：平成24年11月16日 文部科学省令第35号

産業教育振興法施行令（昭和27年政令第405号）第7条第3項の規定に基づき、産業教育振興法施行規則（昭和27年文部省令第28号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（基準に関する細目）

第1条 産業教育振興法施行令（昭和27年政令第405号。以下「令」という。）別表に定める基準に関する細目は、別表第1に定めるところによる。

（科目群に属する科目）

第2条 令別表第2欄に掲げる科目群（以下「科目群」という。）に属する科目は、別表第2に定めるところによる。

（細目の特例）

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる事情のいずれかがある場合において、同条の細目により難い部分があると文部科学大臣が認めるときは、当該部分に代えて、文部科学大臣が定めるところによることができる。

- 一 当該科目群に属するいずれかの科目を開設する学科の入学定員の合計が39人以下又は81人以上であるとき。
- 二 当該科目群に属するいずれかの科目を開設する学科の入学定員及び当該科目の開設単位数に応じ別に定めるところにより算出した単位数が別表第3に定める科目群ごとの標準単位数を超え、又はこれに満たないとき。
- 三 地方の産業の実情に応じた産業教育を行うとき。
- 四 前号に掲げるもののほか、産業教育の内容について特に重きを置くものがあるとき。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の産業教育振興法施行規則の規定は、昭和51年4月1日から適用する。
- 3 昭和51年3月31日以前に国が交付し、又は交付することとした昭和50年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

附 則 （平成6年6月30日文部省令第28号）

- 1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の産業教育振興法施行規則の規定は、平成6年度の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。
- 2 平成5年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金（平成5年度の国庫債務負担行為に基づき平成6年度に支出すべきものとされた国の負担金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則 （平成12年10月31日文部省令第53号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則 （平成15年4月1日文部科学省令第21号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の産業教育振興法施行規則の規定は、平成15年度分の国庫補助金から適用する。

附 則 （平成24年11月16日 文部科学省令第35号）

この省令は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

（1）施設

項	科 目 群	施 設 名	床 面 積 等
1	情報基礎に関する科目群	情報基礎総合実習室	490㎡
2	情報応用に関する科目群	情報応用総合実習室	1,750㎡
3	生物生産に関する科目群	生物生産総合実習室	8,470㎡
4	林業に関する科目群	林業総合実習室	1,720㎡
5	食品科学に関する科目群	食品科学総合実習室	2,260㎡
6	工業基礎に関する科目群	工業基礎総合実習室	1,220㎡
7	電子基礎に関する科目群	電子基礎総合実習室	440㎡
8	機械に関する科目群	機械総合実習室	3,220㎡
9	自動車に関する科目群	自動車総合実習室	3,380㎡
10	船舶に関する科目群	船舶総合実習室	2,840㎡
11	電気に関する科目群	電気総合実習室	1,760㎡
12	電子応用に関する科目群	電子応用総合実習室	1,910㎡
13	建築に関する科目群	建築総合実習室	1,860㎡
14	設備工業に関する科目群	設備工業総合実習室	2,110㎡
15	土木・造園に関する科目群	土木・造園総合実習室	1,760㎡
16	化学工業に関する科目群	化学工業総合実習室	2,130㎡
17	材料技術に関する科目群	材料技術総合実習室	2,690㎡
18	セラミックに関する科目群	セラミック総合実習室	2,390㎡
19	繊維に関する科目群	繊維総合実習室	2,200㎡
20	インテリアに関する科目群	インテリア総合実習室	2,600㎡
21	デザインに関する科目群	デザイン総合実習室	2,310㎡
22	流通・経営に関する科目群	流通・経営総合実習室	1,460㎡
23	国際経済に関する科目群	国際経済総合実習室	520㎡
24	水産・海洋基礎に関する科目群	水産・海洋基礎総合実習室	1,150㎡
25	海洋漁業に関する科目群	海洋漁業総合実習室	880㎡
		実習船	1隻
26	栽培漁業に関する科目群	栽培漁業総合実習室	1,150㎡
27	被服に関する科目群	被服総合実習室	440㎡
28	食物・調理に関する科目群	食物・調理総合実習室	720㎡
29	保育・福祉に関する科目群	保育・福祉総合実習室	1,170㎡
30	看護に関する科目群	看護総合実習室	1,190㎡

(2) 設備

項	科目群	設備名	品目
1	情報基礎に関する科目群	データ処理用機器	電子計算組織
			コンピュータ
			コンピュータ周辺機器
		制御用機器	自動制御実習装置
			ハードウェア基礎実習装置
			プレゼンテーション実習装置
			情報通信ネットワーク実習装置
			マルチメディア基礎実習装置
			情報技術基礎実習装置
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
			画像表示装置
			机類
2	情報応用に関する科目群	データ処理用機器	電子計算組織
			コンピュータ
			データベース実習装置
			CAD・CG実習装置
			音響音声実習装置
			コンピュータ周辺装置
		計量・計測用機器	計量機器
			計測機器
			信号解析器
			電子測定機
		工作用機器	工作機
			基板作成装置
			空気圧縮機
		電源用機器	電源装置
		通信用機器	情報通信実習装置
			有線通信機器
			ネットワーク実習装置
			ネットワーク周辺機器
		電子機器	制御実習装置
			電子技術実習装置
			情報技術実習装置
		発振器	発振器
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置

			写真機
			放送装置
		机・戸棚類	机類
			戸棚類
3	生物生産 に関する 科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	計量機器
			環境計測機器
			形・品質計測機
		光学機器	顕微鏡
			顕微鏡装置
		工作用機器	工作機
		模型・標本	生物模型
		車両	自動車
		冷蔵・冷凍用機器	冷蔵・冷凍装置
		ボイラ	ボイラ
		原動機	内燃機関
		整備用機器	整備機器
			洗浄機
		飼育管理用機器	繁殖機器
			飼育機器
			セラピー用機器
			家畜診療用器具
			給飼機
			生産物処理機器
			品質検査機
		収納・調整用機器	穀物調整機
			飼料貯蔵装置
			結束・包装機
			選果機
			収穫機
		栽培管理用機器	土壌作業機
			給水装置
			育苗機器
			移植機
人工授粉装置			
刈込機			
環境調節機			
防除機			
搬送機			

			施肥機
			作業台
		廃棄物処理用機器	廃棄物処理装置
		農業実験用機器	バイオテクノロジー装置
			試料測定機
			試料調整機
			加熱器
			純水製造装置
			ポンプ
			洗浄機
			成分分析装置
			土・肥料検定器
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
			戸棚類
4	林業に関する科目群	計量・計測用機器	計量機器
			環境計測機器
			光量・光質計測機器
		光学機器	顕微鏡
			顕微鏡装置
		工作用機器	工作機
			仕上機器
			集じん機
		模型・標本	岩石標本
		電源用機器	発電機
		車両	自動車
		通信用機器	無線通信機器
		ボイラ	ボイラ
			給湯装置
		林業実験用機器	ポンプ
			生産物処理装置
			洗浄機
			試料調整機
			乾燥機
紙製造装置			
加熱装置			
無菌化装置			
試験用機器			

			純水製造装置
			廃棄物処理装置
		育苗・育林用機器	土壌作業機
			育苗機器
			防除機
			林木管理機
			橋架
			洗浄機
		伐木運材用機器	伐木運材機
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
			戸棚類
5	食品科学に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	計量機器
			水質測定機器
			水分測定機器
			光量・光質計測機器
			測定機器
			計測機器
		光学機器	顕微鏡
			顕微鏡装置
			コロニーカウンタ
		電源用機器	電源装置
		試験用機器	試料試験機
		車両	自動車
		冷蔵・冷凍用機器	冷蔵・冷凍装置
		ボイラ	ボイラ
		プラント	衛生機器
		食品加工用機器	かくはん機
			形成機
			加熱機
			調理機
			材料調整機
			発酵機
			切断機
			魚肉採取機
			注液機
			充てん機

			マーク押機
			密封機
			無菌化装置
			洗浄機
			蒸煮機器
			分離機
			乳製品加工機
			包装機
			ポンプ
			廃水処理装置
			乾燥機
			浄水器
			環境・衛生設備
		実験用機器	分析装置
			バイオ実験装置
			水分活性測定装置
			蒸留装置
			純水製造装置
			電気泳動装置
			試料調整機
			試料調整器具
			無菌化装置
			真空ポンプ
			培養装置
			ドラフトチャンバ
			恒温器
			自動滴定装置
			マイクロマニピュレータシステム
			脂肪抽出装置
			洗浄機器
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
			戸棚類
6	工業基礎に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	計量機器
			電気測定器
		光学機器	顕微鏡
			顕微鏡装置

		工作用機器	工作機
		製図用機器	印刷機 自動製図装置
		電源用機器	電源装置
		試験用機器	材料試験機 分析用機器 環境測定用機器
		電気機器	制御実習装置 排気装置 電気炉
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
7	電子基礎 に関する 科目群	データ処理用機器	電子計算組織
		計量・計測用機器	電気計器 電気測定器 メータ 抵抗器 インダクタンス 電界強度計 材料試験機
		製図用機器	製図機器
		電源用機器	電源装置 標準電気回路素子
		制御用機器	制御実習装置 計測器 ロボット
		電子機器	電子冷却実習装置 回路実習装置 インバータ実習装置 位置測定装置
		電気機器	発電実習装置 電動機 電気炉 静電現象実習装置 恒温槽 工作機 加工機 溶接機
		電磁機器	電磁力測定装置

		流体実験用機器	流体実習装置
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
8	機械に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	電気測定機
			電気計器
			計測機器
			計量機器
		光学機器	顕微鏡
			顕微鏡装置
		工作用機器	板金加工機
			工作機
			ロボット
		製図用機器	自動製図装置
			製図機器
			印刷用機器
		試験用機器	内燃機関性能試験機
			流体機械実験装置
			材料試験機
		車両	自動車
		原動機	内燃機関
		整備用機器	整備機器
		搬送用機器	搬送機器
		発振器	発振器
		溶接用機器	溶接機
		鑄造用機器	鑄造機
			木型
			空気圧縮機
		塗装用機器	塗装機器
		加熱用設備	加熱炉
溶解設備	溶解炉		
電子機械実習用機器	アクチュエータ実習装置		
	開発支援装置		
	回路実習装置		
	レーザ実習装置		
	光通信実習装置		
	インターフェース実習装置		
制御実習装置			

			自動生産実習装置
			ネットワーク実習装置
			自動プログラミング実習装置
		排気装置	排気装置
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
			記録用機器
		机・戸棚類	机類
			戸棚類
9	自動車に関する科目群	計量・計測用機器	テスタ
			電気計器
			ゲージ
			スコープ
			計量機器
		光学機器	顕微鏡装置
		工作用機器	板金加工機
			工作機
			仕上機
		電源用機器	電源装置
		試験用機器	性能試験機
			分析機
			材料試験機
			冷暖房調整機
		制御用機器	電子機器
			発信機
		車両	自動車
		原動機	内燃機関
		整備用機器	板金加工機
			分解・組立機
			整備用機材
			洗浄機
		搬送用機器	搬送機器
溶接用機器	溶接機		
	溶断機		
給油設備	給油装置		
視聴覚教育用機器	教材提示装置		
机・戸棚類	机類		
10	船舶に関する科目	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	環境計測機器

群

	物性試験機
	記録計
	分析機器
	形状測定器
	船体計測装置
	計量機器
	試験補助装置
光学機器	トランシット
工作用機器	塑性加工機
	切削加工機
	研削加工機
	木材加工機
製図用機器	自動製図装置
	製図機器
模型・標本	船内模型
	線図説明模型
	船体模型
電源用機器	電源装置
	配電盤実習装置
	蓄電池
試験用機器	エンジン性能試験機
	性能試験装置
	材料試験装置
	非破壊試験装置
制御用機器	自動制御実習装置
	油圧制御装置
	空気圧制御装置
	船舶制御装置
冷蔵・冷凍用機器	冷蔵・冷凍装置
原動機	内燃機関
整備用機器	船台
	整備機器
	洗浄機
搬送用機器	搬送機器
溶接用機器	溶接機
	溶断機
推進装置	推進装置
	軸封装置
	操舵装置

		蒸気発生用機器	蒸気発生装置
			熱発生装置
			熱管理装置
		環境保全装置	環境保全装置
		電子実験用機器	回路実習装置
		補助機器	ポンプ
			清浄機
			空気圧縮機
			真空発生機
			圧力調整機
	圧力計		
視聴覚教育用機器	教材提示装置		
	記録用機器		
机・戸棚類	机類		
11	電気に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		工作用機器	工作機
			溶接機
		製図用機器	自動製図装置
			製図機器
		電源用機器	電源装置
			電圧調整装置
			発電機
		制御用機器	制御用機器
		通信用機器	アンテナ
			無線通信機器
			分析機
			通信実習装置
		発振器	発信機
			信号発生器
		電気機器	リアクトル
		電気実験用機器	照明実習装置
			電子回路実習装置
			電気機器実習装置
電気工事用機器	工事用器具		
電気計測用機器	電気計器		
	分析機器		
	抵抗減衰器		
	標準電気回路素子		
	抵抗器・抵抗計		

			電気回路特性測定器	
			抵抗発生器	
			フィルタ	
			負荷装置	
			負荷抵抗器	
			ブリッジ	
			変圧器	
			電気機器特性測定器	
			環境計測機器	
		電気磁気実習用機器	電気磁気実習装置	
		高電圧試験用機器	高電圧試験実習装置	
		電子回路実習用機器	アナログ回路実習装置	
			デジタル回路実習装置	
			電子機器実習装置	
		空気調和設備	空気調和装置	
		視聴覚教育用機器	教材提示装置	
			記録用機器	
		机・戸棚類	机類	
			戸棚類	
12	電子応用に関する科目群	データ処理用機器	電子計算組織	
			コンピュータ	
			コンピュータ周辺装置	
		計量・計測用機器	電気計器	
			分析機器	
			抵抗減衰器	
			電気回路特性測定器	
			環境計測機器	
			フィルタ	
			負荷装置	
			メータ	
			テスタ	
			電波環境計測機	
			伝送特性測定装置	
			記録計	
			工作用機器	板金加工機
				工作機
		ポンプ		
		空気圧縮器		
		塗装装置		

	基盤作成装置
	溶接機
製図用機器	自動製図装置
電源用機器	電源装置
	光源
	発電機
	蓄電池
制御用機器	定点装置
	計測制御実習装置
	サーボモデル実習装置
	ステッピングモータ実習装置
	制御用機器
	工作機械実習装置
	F Aシステム実習装置
	ロボット
	制御プラント
	プログラマブルコントローラ
	搬送車
	調節計
	通信用機器
無線通信機器	
有線通信機器	
呼出装置	
秘話装置	
印刷電信	
録画装置	
レーダ装置	
測位装置	
通信実習装置	
モデム	
電子機器	
	マイクロ波実習装置
	T V実習装置
	増幅器
	ビデオリンク
	復調器
	変換器
	シミュレータ
	光通信実習装置

		発振器	発振器
			信号発生器
		電磁機器	電磁力測定装置
			電磁力実験装置
		電気実験用機器	インタフェース実習装置
			論理集積回路書き込み装置
			コンピュータ実習装置
			コンピュータ開発支援装置
			記憶装置実習装置
			CPU実習装置
			電動機実習装置
			光源
			配電盤
			インバータ
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
			記録用機器
		机・戸棚類	机類
13	建築に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	環境計測機器
			計量機器
		光学機器	顕微鏡
		工作用機器	工作機
			除じん装置
		製図用機器	製図機器
			自動製図装置
			印刷用機器
		模型・標本	模型
			標本
			福祉住環境実習機器
		測量用機器	測定機器
		施工用機器	工作機
			加工機
			ふるい
			搬送機
		構造実験用機器	実験装置
			測定機器
			ハンマ
			試験機

		音響測定用機器	音響機器 測定機器
		空気調和実験用機器	実習装置
		材料試験用機器	材料試験機 型枠 測定器 乾湿調整器具 分取器 ミキサ
		施工実習装置	組立用器具
		仮設工事用器具	工事用器具
		地耐力測定用機器	測定機器
		絵画用器具	絵画用具
		視聴覚教育用機器	教材提示装置 写真機
		机・戸棚類	机類
14	設備工業 に関する 科目群	データ処理用機器	電子計算組織
		計量・計測用機器	環境計測機器 計測機器 水質測定機器 周波数測定器 電子回路実習装置 計量機器
		光学機器	現像解析システム
		工作用機器	工作機 加工機 木工機械
		製図用機器	製図機器 自動製図装置 印刷用機器
		模型・標本	配管・配線模型
		電源用機器	電源装置
		試験用機器	強度試験機 コンクリート試験機 温湿度調整機器
		制御用機器	自動制御実習装置
		測量用機器	配管用測量システム
		観測用機器	居住空間用機器

		音響測定用機器	音源装置
		空気調和実験用機器	空気調和実験装置
			冷・温熱源用機器
			熱解析実験装置
			フィルタ性能試験器
		管工事用機器	配管用機器
			工作機
			板金加工機
			空気圧縮機器
		水圧試験用機器	水圧試験機器
		給排水実験用機器	動水用機器
			排水機能機器
			給水・給湯機能機器
		冷凍実験装置	冷凍装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
15	土木・造園に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
			コンピュータ周辺装置
		計量・計測用機器	計量機器
			計測機器
		光学機器	顕微鏡
		工作用機器	工作機
			集じん機
		製図用機器	製図機器
			印刷用機器
		模型・標本	構造物模型
			工事模型
			造園模型
			材質標本
			色素標本
		電源用機器	電源装置
		試験用機器	材料試験機
			試料調整機
			土壌土質試験機
			洗浄機
			力学試験機
水理試験機			
光弾性実験装置			
制御用機器	自動制御実習装置		

		車両	自動車
		測量用機器	写真測量装置 測量機器
		施工用機器	土工用機械 運搬作業用機械 樹木管理用機械 整備工作用機械 庭園管理用機械
		庭園用設備	庭園用石材 庭園作業用具 庭園環境用具
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置 撮影機 引伸機
		机・戸棚類	机類 戸棚類
16	化学工業 に関する 科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	計測機器 大気測定装置 分析機器 水分定量装置 電気測定器 放射線計測機器 計量機器 記録計
		光学機器	顕微鏡 顕微鏡装置
		工作用機器	加工機 工作機 製版用機器
		製図用機器	製図機器 自動製図装置
		電源用機器	電源機器
		試験用機器	材料試験機 新素材関連装置 試料調整機 計測器 物性試験機器

		制御用機器	自動制御実習装置
		冷蔵・冷凍用機器	冷蔵・冷凍装置
		ボイラ	ボイラ
		化学実験用機器	試料製造機
			試料調整機
			試料測定機
			試験装置
			ポンプ
			純水製造装置
			培養装置
		無菌化装置	
		電子機器	回路実習装置
		プラント	プラント
		分析用機器	分析装置
			計測機器
		廃棄物処理用機器	廃棄物処理装置
		単位操作用機器	単位操作機
			蒸留装置
			流動試験装置
		化学反应用機器	反応装置
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
			戸棚類
17	材料技術に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	計測機器
			電気計器
			測定機器
			電気測定器
			計量機器
		光学機器	顕微鏡
			顕微鏡装置
		工作用機器	工作機
			塑性加工機
			切断機
			研磨機
			搬送機
製図用機器	製図機器		
試験用機器	材料試験機		

			鑄造試験機
			耐火物試験用機器
			高電圧試験用機器
			組織試験機器
			ふるい
			乾燥機
			洗浄器
			恒温槽
			高真空排気装置
		制御用機器	制御用機器
			ロボット
		分析用機器	分析装置
			ドラフト
			分光光度計
		鑄造用機器	鑄造機
			空気圧縮機
		成形用機器	成形用機器
		原料調整用機器	原料調整機器
		加熱用機器	加熱装置
			深冷装置
			温度検出器
		表面処理用機器	表面処理機
			スパッタリング装置
			電子線マイクロアナライザ
		高分子実験用機器	高分子実験機器
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
18	セラミックに関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	セラミック計測装置
			電気機器
			計量機器
		光学機器	顕微鏡
			光学機器
		工作用機器	工作機
		試験用機器	材料試験機
			原料調整機
			耐火物試験機
			材料加工機
			窯炉

			薄膜製造装置
			自動制御実習装置
			圧力空気調整機
		化学実験用機器	加熱器
			洗浄機
			実験用機器
		プラント	プラント
			材料製造プラント
		分析用機器	分析装置
			実験装置
		成形用機器	成形機
		加飾用機器	印刷機
			加飾用機器
			サンドブラスト装置
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類
19	繊維に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
			画像処理装置
		計量・計測用機器	成分測定器
			メータ
			電気測定器
			特性測定機
			計量機器
		光学機器	顕微鏡
		工作用機器	加工機
			工作機
		製図用機器	製図機器
			自動製図装置
			製版装置
			印刷用機器
		制御用機器	自動制御装置
			電気機器
		冷蔵・冷凍用機器	冷蔵・冷凍装置
		ボイラ	ボイラ
		化学実験用機器	実験用機器
			分光光度計
	分析機		
繊維製品試験用機器	特性試験機		

			恒温槽
			成形機
		染色試験用機器	染色試験機
			表面加工用機器
		繊維製品製造・加工用機器	糸製造装置
			テキスタイル製造装置
			テキスタイルデザインシステム
			編組製造装置
			縫製機
		染色用機器	表面張力試験機
			試染用機器
			カラーリング機
			プリント機器
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
			撮影装置
		机・戸棚類	机類
20	インテリアに関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	計測機器
			ガス測定器
			計量機器
			人体測定装置
		光学機器	顕微鏡
			顕微鏡装置
		工作用機器	エレメント加工用機器
			工作機
			除じん装置
			接着加工用機器
		製図用機器	製図機器
			自動製図装置
			印刷用機器
		模型・標本	人体模型
			建築模型
		塗装用機器	塗装機器
		構造実験用機器	製品性能実験用機器
		デザイン用機器	デザイン機器
			絵画用具
			版画用機器
			彫塑用機器

			陶芸用機器
		室内環境測定用機器	光環境計測用機器 音環境計測用機器
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類 戸棚類
21	デザインに関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	計測機器
		工作用機器	工作機 仕上機
		製図用機器	製図機器 自動製図装置
		模型・標本	色彩標本
		原料調整用機器	原料調整機
		デザイン用機器	デザイン機器
		印刷用機器	印刷校正機 印刷処理機
		写真用機器	撮影用機器 写真仕上機器
		陶芸用機器	陶芸用装置
		繊維工芸用機器	繊維工芸機
		環境構成用機器	製品発表用装置
		縫製用機器	縫製機 仕上機
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類 戸棚類
22	流通・経営に関する科目群	データ処理用機器	電子計算組織 コンピュータ コンピュータ周辺装置 起業体験用機器 レジスタ
		計量・計測用機器	計量機器 水質測定機器 環境計測機器 成分測定機 色差計

		光学機器	顕微鏡 顕微鏡装置
		製図用機器	印刷用機器
		模型・標本	模型 標本
		試験用機器	試料試験機 分析用機器 加熱機 試料調整機 無菌化装置 洗浄機
		冷蔵・冷凍用機器	冷蔵・冷凍機器
		通信用機器	有線通信機器 テレビ会議システム
		展示用機器	展示用器具
		簿記・会計用機器	簿記黒板
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置 ビデオ作成装置 記録用機器 照明装置 放送用機器
		机・戸棚類	机類 戸棚類
23	国際経済に関する科目群	データ処理用機器	電子計算組織 コンピュータ コンピュータ周辺装置 画像処理機器 映像機器 音響機器
		通信用機器	テレビ会議システム
		展示用機器	ショーケース
		語学演習用機器	語学演習機
		空気調和設備	空気調和装置
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
		机・戸棚類	机類 戸棚類
24	水産・海洋基礎に	工作用機器	工作機
		車両	自動車

関する科目群	通信用機器	無線通信機器
	漁船	小型船舶
	舟艇	舟艇
		船外機
	技業用機器	技業機器
	水質維持用機器	水質維持装置
	空気充てん用機器	空気充てん装置
	潜水安全監視用機器	監視装置
		水中電話装置
		検査機器
		計測機
	蘇生用機器	蘇生装置
		蘇生訓練用器具
	水中作業用機器	加工機
		ロボット
	上架用機器	上架機
		船台
		浮棧橋
	船舶属具	船舶属具
		航海計器
	海洋実習用機器	海洋スポーツ機器
		潜水器具
		海洋実習用器具
		海洋観測機器
		調理器
		材料調整機
		切断機
マーク押機		
密封機		
無菌化装置		
蒸煮機器		
包装機		
環境衛生設備		
飼育管理用機器		
視聴覚教育用機器	教材提示装置	
	記録用機器	
机・戸棚類	机類	
	戸棚類	
25 海洋漁業	データ処理用機器	コンピュータ

に関する 科目群	計量・計測用機器	計量機器
		体長計
		計測機器
	光学機器	顕微鏡
		顕微鏡装置
		双眼鏡
	模型・標本	船体構造模型
		運用模型
		漁具模型
		航海模型
	試験用機器	漁具材料試験機
	冷蔵・冷凍用機器	冷蔵・冷凍装置
	原動機	内燃機関
		船外機
	観測用機器	海洋観測機器
		気象観測機器
		水質測定機器
		気象衛星装置
	漁具製作用機器	プレス
	生物採集用器具	生物採集用器具
		沿岸漁業用漁具
	生物飼育装置	生物飼育装置
		水槽
	生物実験用機器	超軟X線装置
	航海実習用機器	海図実習器具
		救命用機器
		時計
		船舶用信号器具
		天体観測機器
		航海用シミュレータ
通信機器		
船舶属具		
漁船		
舟艇		
航海計器	操舵装置	
	コンパス	
	船位計測機	
	自動衝突予防装置	
	漁業用計測機器	

		視聴覚教育用機器	教材提示装置
			記録用機器
		机・戸棚類	机類
			戸棚類
26	栽培漁業 に関する 科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測用機器	計量機器
			水質測定機器
			水分測定機器
		光学機器	顕微鏡
			顕微鏡装置
		車両	自動車
		冷蔵・冷凍用機器	冷蔵・冷凍装置
		ボイラ	ボイラ
		搬送用機器	搬送機器
		観測用機器	採集機器
			測定機器
			魚群探知機
		飼育管理用機器	飼育水槽
			いけす
			給餌機器
			環境浄化装置
			ポンプ
			発電機
			廃棄物処理装置
		食品加工用機器	食品加工機
		実験用機器	倍数体制御機器
			試料調整機
			加熱器
			無菌化装置
			生物実験機器
			純水製造装置
			洗浄機
			振とう機
			遠心分離機
			加圧機
			遺伝子解析機器
			遺伝子注入機
			机類
		漁船	小型漁船

		漁場造成用機器	工作機器
			測量機器
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
27	被服に関する科目群	データ処理用機器	コンピュータ
		計量・計測機器	環境計測機器
			計量機器
		光学機器	顕微鏡
		製図用機器	アパレルCAD
		模型・標本	色彩標本
			裁縫用機器
		被服製作用機器	仕上用機器
			素材試験器
		被服実験用機器	洗濯用機器
			製品発表用装置
		環境構成用機器	染色用具
		手芸用機器	加工機
			教材提示装置
視聴覚教育用機器	印刷校正機		
	撮影用機器		
机・戸棚類	机類		
	戸棚類		
28	食物・調理に関する科目群	計量・計測用機器	成分測定器
			水質測定機
			環境計測機器
			計量機器
		光学機器	顕微鏡
		化学実験用機器	試料調整機
			電気水溶器
			無菌化装置
			洗濯用機器
		調理用機器	加熱調理器
			材料加工器
			冷凍・冷蔵装置
			湯沸器
			搬送機
洗浄機			
食器			
視聴覚教育用機器	教材提示装置		
机・戸棚類	机類		

			戸棚類
29	保育・福祉に関する科目群	計量・計測用機器	身体測定器具
			身体検査器具
			保育用計測機器
			環境計測機器
		模型・標本	人体模型
			実習モデル人形
			食品模型
			色彩標本
		保育用機器	保育用具
			遊具・児童文化財
			ニュースポーツ
		介護用機器	ベッド
			物品搬送機器
			清潔機器
			患者移送器具
			介護用具
			洗濯・仕上機器
			台所設備
			在宅介護用具
		楽器	シンセサイザ
			打楽器
			鍵盤楽器
		視聴覚教育用機器	教材提示装置
			視聴覚機器
ビデオ作成装置			
机・戸棚類	机類		
	戸棚類		
30	看護に関する科目群	計量・計測用機器	環境計測機器
			身体検査器具
			身体測定器具
		光学機器	顕微鏡
		模型・標本	訓練模型
			実習モデル人形
			感覚器模型
			脳・神経系模型
			骨格模型
			循環器系模型
		呼吸器系模型	

	生殖器模型
	消化器系模型
	人体模型
	伝染病模型
	妊娠模型
	食品模型
ボイラ	ボイラ
化学実験用機器	恒温槽
看護用機器	ベッド
	物品搬送機器
	洗髪機器
	患者移送器具
	酸素吸入器具
	吸引器
	与薬器具
	冷蔵・冷凍機器
	機能訓練器具
	母性・小児看護実習用機器
	処置用機器
	便尿器架
	洗濯用機器
インターホン	
消毒用機器	消毒機器
視聴覚教育用機器	教材提示装置
机・戸棚類	机類
	戸棚類

別表第2 (第2条関係)

項	科目群	科目
1	情報基礎に関する科目群	(農) 農業情報処理、(工) 情報技術基礎、(商) 情報処理、(家) 生活産業情報、(看) 看護情報活用、(情) 情報産業と社会、(福) 福祉情報活用、情報基礎に関する学校設定科目
2	情報応用に関する科目群	(工) プログラミング技術、(工) ハードウェア技術、(工) ソフトウェア技術、(工) コンピュータシステム技術、(商) ビジネス情報、(商) プログラミング、(商) ビジネス情報管理、(水) 海洋情報技術、(情) 情報の表現と管理、(情) 情報と問題解決、(情) 情報テクノロジー、(情) アルゴリズムとプログラム、(情) ネットワークシステム、(情) データベース、(情) 情報システム実習、(情) 情報メディア、(情) 情報デザイン、(情) 情報メディアの編集と表現、(情) 情報コンテンツ実習、情報応用に関する学校設定科目
3	生物生産に関する科目群	(農) 農業と環境、(農) 作物、(農) 野菜、(農) 果樹、(農) 草花、(農) 畜産、(農) 農業機械、(農) 植物バイオテクノロジー、(農) 動物バイオテクノロジー、(農) 生物活用、(農) グリーンライフ、生物生産に関する学校設定科目
4	林業に関する科目群	(農) 森林科学、(農) 林産物利用、林業に関する学校設定科目
5	食品科学に関する科目群	(農) 食品製造、(農) 食品化学、(農) 微生物利用、(水) 食品製造、(水) 食品管理、食品科学に関する学校設定科目
6	工業基礎に関する科目群	(工) 工業技術基礎、(工) 製図、(工) 工業数理基礎、(工) 材料技術基礎、(工) 工業技術英語、(工) 工業管理技術、(工) 環境工学基礎、工業基礎に関する学校設定科目
7	電子基礎に関する科目群	(工) 生産システム技術、電子基礎に関する学校設定科目
8	機械に関する科目群	(工) 機械工作、(工) 機械設計、(工) 原動機、(工) 電子機械、(工) 電子機械応用、(水) 機械設計工作、機械に関する学校設定科目
9	自動車に関する科目群	(工) 自動車工学、(工) 自動車整備、自動車に関する学校設定科目
10	船舶に関する科目群	(水) 船用機関、船舶に関する学校設定科目
11	電気に関する科目群	(工) 電気基礎、(工) 電気機器、(工) 電力技術、(工) 電子技術、(水) 電気理論、電気に関する学校設定科目
12	電子応用に関する科目群	(工) 電子回路、(工) 電子計測制御、(工) 通信技術、(工) 電子情報技術、(水) 移動体通信工学、(水) 海洋通信技術、電子応用に関する学校設定科目

13	建築に関する科目群	(工) 建築構造、(工) 建築計画、(工) 建築構造設計、(工) 建築施工、(工) 建築法規、建築に関する学校設定科目
14	設備工業に関する科目群	(工) 設備計画、(工) 空気調和設備、(工) 衛生・防災設備、設備工業に関する学校設定科目
15	土木・造園に関する科目群	(農) 農業土木設計、(農) 農業土木施工、(農) 水循環、(農) 造園計画、(農) 造園技術、(農) 環境緑化材料、(農) 測量、(工) 測量、(工) 土木基礎力学、(工) 土木構造設計、(工) 土木施工、(工) 社会基盤工学、土木・造園に関する学校設定科目
16	化学工業に関する科目群	(工) 工業化学、(工) 化学工学、(工) 地球環境化学、化学工業に関する学校設定科目
17	材料技術に関する科目群	(工) 材料製造技術、(工) 工業材料、(工) 材料加工、材料技術に関する学校設定科目
18	セラミックに関する科目群	(工) セラミック化学、(工) セラミック技術、(工) セラミック工業、セラミックに関する学校設定科目
19	繊維に関する科目群	(工) 繊維製品、(工) 繊維・染色技術、(工) 染織デザイン、繊維に関する学校設定科目
20	インテリアに関する科目群	(工) インテリア計画、(工) インテリア装備、(工) インテリアエレメント生産、(家) リビングデザイン、インテリアに関する学校設定科目
21	デザインに関する科目群	(工) デザイン技術、(工) デザイン材料、(工) デザイン史、(商) 電子商取引、(家) ファッションデザイン、デザインに関する学校設定科目
22	流通・経営に関する科目群	(農) 農業経営、(農) 農業経済、(農) 食品流通、(農) 森林経営、(商) ビジネス基礎、(商) 総合実践、(商) マーケティング、(商) 商品開発、(商) 広告と販売促進、(商) 簿記、(商) 財務会計Ⅰ、(商) 財務会計Ⅱ、(商) 原価計算、(商) 管理会計、(水) 水産流通、(家) 生活産業基礎、(家) 消費生活、流通・経営に関する学校設定科目
23	国際経済に関する科目群	(商) ビジネス実務、(商) ビジネス経済、(商) ビジネス経済応用、(商) 経済活動と法、国際経済に関する学校設定科目
24	水産・海洋基礎に関する科目群	(水) 水産海洋基礎、(水) 水産海洋科学、(水) 小型船舶、(水) ダイビング、(水) マリンスポーツ、水産・海洋基礎に関する学校設定科目
25	海洋漁業に関する科目群	(水) 漁業、(水) 航海・計器、(水) 船舶運用、海洋漁業に関する学校設定科目
26	栽培漁業に関する科目群	(水) 資源増殖、(水) 海洋生物、(水) 海洋環境、栽培漁業に関する学校設定科目

27	被服に関する科目群	(家) 服飾文化、(家) ファッション造形基礎、(家) ファッション造形、(家) 服飾手芸、被服に関する学校設定科目
28	食物・調理に関する科目群	(家) フードデザイン、(家) 食文化、(家) 調理、(家) 栄養、(家) 食品、(家) 食品衛生、(家) 公衆衛生、食物・調理に関する学校設定科目
29	保育・福祉に関する科目群	(家) 子どもの発達と保育、(家) 子ども文化、(家) 生活と福祉、(福) 社会福祉基礎、(福) 介護福祉基礎、(福) コミュニケーション技術、(福) 生活支援技術、(福) 介護過程、(福) 介護総合演習、(福) 介護実習、(福) こころとからだの理解、保育・福祉に関する学校設定科目
30	看護に関する科目群	(看) 基礎看護、(看) 人体と看護、(看) 疾病と看護、(看) 生活と看護、(看) 成人看護、(看) 老年看護、(看) 精神看護、(看) 在宅看護、(看) 母性看護、(看) 小児看護、(看) 看護の統合と実践、(看) 看護臨地実習、看護に関する学校設定科目

備考 この表において、(農)、(工)、(商)、(水)、(家)、(看)、(情) 又は(福) とあるのは、それぞれ学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）別表第3に掲げる農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報又は福祉の各教科に属する科目であることを示す。

別表第3 (第3条関係)

項	科目群	標準単位数
1	情報基礎に関する科目群	2単位から6単位まで
2	情報応用に関する科目群	10単位から17単位まで
3	生物生産に関する科目群	14単位から34単位まで
4	林業に関する科目群	10単位から16単位まで
5	食品科学に関する科目群	12単位から22単位まで
6	工業基礎に関する科目群	8単位から15単位まで
7	電子基礎に関する科目群	4単位から6単位まで
8	機械に関する科目群	10単位から17単位まで
9	自動車に関する科目群	9単位から13単位まで
10	船舶に関する科目群	6単位から12単位まで
11	電気に関する科目群	14単位から22単位まで
12	電子応用に関する科目群	12単位から22単位まで
13	建築に関する科目群	14単位から22単位まで
14	設備工業に関する科目群	12単位から18単位まで
15	土木・造園に関する科目群	14単位から30単位まで
16	化学工業に関する科目群	14単位から20単位まで
17	材料技術に関する科目群	11単位から17単位まで
18	セラミックに関する科目群	13単位から19単位まで
19	繊維に関する科目群	10単位から14単位まで
20	インテリアに関する科目群	8単位から12単位まで
21	デザインに関する科目群	11単位から18単位まで
22	流通・経営に関する科目群	10単位から20単位まで
23	国際経済に関する科目群	6単位から12単位まで
24	水産・海洋基礎に関する科目群	8単位から14単位まで
25	海洋漁業に関する科目群	15単位から25単位まで
26	栽培漁業に関する科目群	13単位から28単位まで
27	被服に関する科目群	12単位から24単位まで
28	食物・調理に関する科目群	12単位から36単位まで
29	保育・福祉に関する科目群	13単位から30単位まで
30	看護に関する科目群	16単位から37単位まで